

外来医療計画 協議用資料



▶ 計画の背景

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っている、救急医療体制やグループ診療等の連携が個々の医療機関の自主的な取組みに委ねられている等の状況にある
- こうした状況を受け、医療法の一部が改正され、都道府県は医療計画の一部として、新たに「外来医療計画」を策定することとなった
- この計画において、外来医師偏在指標など地域の外来医療に関する情報を提供するとともに、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の場を設置し、地域の実情に応じた外来医療提供体制の確保に向けた取組を推進する

▶ 計画の性格

- 医療法第30条の4第1項に基づき都道府県が定める医療計画の一部として新たに策定
【計画期間】 令和2年度から、第7次長崎県医療計画の終期である令和5年度までの4年間
- 外来医療に係る医療提供体制は比較的短期間に変化し得ることから、令和6年度以降は、3年ごとに見直し

▶ 地域に充実が必要な外来医療機能の検討

○すべての医療圏において、地域で不足する外来医療機能の検討・協議を行い、充実が必要な外来医療機能を取りまとめ

○外来医師多数区域においては、診療所の新規開業者へ当該地域において充実が必要な外来医療機能を担うことへの協力を求めるものとする

▶ 新規開業時の協議プロセス

令和元年度

調整会議において、新規開業者に担うことを求める外来医療機能を区域の方針として決定し、外来医療計画に記載

令和2年度～

開設届提出前

①開業希望者への情報提供

開設届提出時

②開業内容の確認

開設届提出後

③調整会議へ報告・協議概要の公表

①新規開業希望者に対して、開業に当たって事前相談や新規開業の届出様式の入手時などの機会に、開業する場所が外来医師多数区域であることや、外来医療計画に定める協力を求める外来医療機能について情報提供を行う

②診療所の開設届出時において、地域においてどのような医療機能を担うのか、意向等を確認する

③医療機関の新規開設の状況や、新規開業者に求める事項に対する合意状況等について調整会議へ報告を行い、調整会議における協議の概要を公表する

| 医療圏 | 外来医師多数区域 | 充実が必要な外来医療機能 ※新規開業者へ担うことへの協力をを求める外来医療機能(多数区域のみ) |
|-------|----------|---|
| 長崎 | 多数区域 | ○初期救急医療提供体制 ○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制 |
| 佐世保県北 | — | |
| 県央 | 多数区域 | |
| 県南 | 多数区域 | |
| 五島 | 多数区域 | ○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制 |
| 上五島 | — | |
| 壱岐 | 多数区域 | ○初期救急医療提供体制 ○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制 |
| 対馬 | 多数区域 | ○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制 |

▶ 考え方

- ・人口当たりの医療機器の台数には地域差があり、医療機器ごとに地域差の状況は異なる
- ・人口減少が見込まれる中、効率的な医療提供体制を構築する上で、医療機器についても効率的に活用するための対応が必要
- ・地域ごとの医療機器の配置状況の可視化を行うとともに、外来医療に関する協議の場等を活用し、医療機器の共同利用等について協議を行い、医療機器の効率的な活用を推進

▶ 協議のプロセス

- ・対象医療機器の整備を行う医療機関から提出された「共同利用計画書」について、二次医療圏ごとに定める共同利用の方針に沿った内容になっているか確認
- ・対象とする医療機器の整備状況や共同利用の方針への合意状況について調整会議へ報告し、協議の概要を公表

▶ 対象医療機器

- ・CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）
- ・MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）
- ・PET（PET及びPET-CT）
- ・マンモグラフィ
- ・放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）

▶ 共同利用の方針（圏域共通）

● CT,MRI,PET,マンモグラフィ

- 1 関連医療機関間で連携し、医療機関の共同利用を進める
- 2 「あじさいネット」等地域医療支援ネットワークシステムを活用し、情報提供病院が有する画像データ等の情報共有を図る
- 3 医療機関が、共同利用の対象となる医療機器を購入する場合は、原則として「医療機器の共同利用に関する計画」の作成を求める

● 放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）

- 1 放射線治療については、各医療機関は、がん診療連携拠点病院や県指定がん診療連携推進病院と連携しながら、がん患者の病態に応じた適切な治療を行う
- 2 医療機関が共同利用の対象となる医療機器を購入する場合は、原則として「医療機器の共同利用に関する計画」の作成を求める